

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 2994
- 平成25年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 2995

◇ 交 通 局

- 北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 2997

北九州市告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月2日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調剤（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
メープル薬局長尾店	北九州市小倉南区長尾四丁目3番7号	平成26年9月1日

北九州市告示第401号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

平成26年9月2日

北九州市長 北橋健治

1 健全化判断比率（平成25年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	10.5	25.0
将来負担比率	169.3	400.0

備考

（1）実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

（2）この表において「早期健全化基準」とは、法第2条第5号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（平成25年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
廃棄物発電特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

（1）資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市交通局管理規程第9号

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年8月29日

北九州市交通局長 白 杉 優 明

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第27条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が事業の経営上必要があると認める場合は、あらかじめ国土交通大臣に届け出て、一般貸切自動車の運賃及び料金を別に定めることができる。

第28条の見出し中「及び適用」を削り、同条第1項中「、時間制運賃及び行先別運賃」を「及び時間制運賃を合算する併用制運賃」に改め、同条第2項から第4項までを削る。

第29条第1項中「料金は、」の次に「交替運転者配置料金及び」を加え、「、待機料金、回送料金、航送料金及び行先別料金」を削り、同条第3項から第7項までを削り、同条第2項中「運送する場合に適用する。ただし、車両を回送する場合は、適用しない」を「、点呼及び点検に要する時間（別表第4において「点呼点検時間」という。）並びに走行時間（回送時間及びフェリーポートを利用した場合の航送時間を含む。別表第4において同じ。）が含まれた場合、その含まれた時間（別表第4において「深夜早朝運行料金対象時間」という。）について適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 交替運転者配置料金は、法令により交替運転者の配置が義務付けられる場合又は交替運転者の配置について一般貸切自動車の使用申込みをした者と合意した場合に適用する。

第30条を次のように改める。

（実費負担）

第30条 ガイド料、有料道路通行料、駐車料、フェリーポート利用料、乗務員宿泊料等の実費は、旅客の負担とする。

第31条第1項各号列記以外の部分中「場合であっても」を「場合は、第2号の規定を適用し、」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による割引後の運賃の額が、別表第4に規定する下限額により

算出した額を下回る場合は、当該下限額により算出した額を当該旅客に対する運賃の額とする。

第32条第1号ただし書を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第27条関係）

1 運賃

種類	算出単位	車種区分	金額
キロ制運賃	1キロメートルにつき	大型車	100円以上 150円以下
		中型車	90円以上 130円以下
		小型車	80円以上 110円以下
時間制運賃	1時間につき	大型車	4,790円以上 6,910円以下
		中型車	4,040円以上 5,830円以下
		小型車	3,470円以上 5,010円以下

備考

- 1 キロ制運賃の額を算出する場合の走行距離は、出庫から帰庫までの距離（回送距離を含む。）とする。
- 2 時間制運賃の額を算出する場合の時間は、走行時間（当該時間が3時間未満の場合は、3時間）に、点呼点検時間として、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める時間を加えた時間とする。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 2時間
 - (2) 2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合 2時間に宿泊場所に到着し、又は宿泊場所から出発するごとに1時間を加えた時間
- 3 走行時間にフェリーボートを利用した場合の航送時間が含まれる場合で、当該航送時間が8時間を超えるときは、航送時間を8時間として走行時間を計算する。
- 4 この表において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 大型車 車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

の車両

(2) 中型車 大型車及び小型車以外の車両

(3) 小型車 車両の長さ7メートル以下で旅客席数29人以下の車両

2 料金

種類		算出単位	金額
交替運転者 配置料金	キロ制 料金	1キロメートルにつき	10円
	時間制 料金	1時間につき	1,870円以上 2,700円以下
深夜早朝運行料金		1時間につき	深夜早朝運行料金対象時間に係る、時間制運賃の額及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額の2割以内の額

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に改正前の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定により引受けをしている一般貸切旅客自動車運送の運賃及び料金については、改正後の北九州市自動車事業使用料及び手数料条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。